

春日部市長 岩谷 一弘



公 示 送 達 書

次の者に係る 納期限変更告知書 の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2第1項及び市税条例第18条の規定により公示送達します。なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

氏 名	通 知 書 番 号	備 考
OSIFO IKPONMWOSA	春収発第1423号	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があつたものとみなされます。		